

# 放射光利用研究における動物実験実施要領

18要領第12号  
平成18年11月1日

## (目的)

第1条 この要領は、動物実験実施規程第5条の規定に基づき、放射光利用研究における動物実験を実施する際の手続き等を定めたものである。

## (定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、動物実験実施規程、法令及び財団の諸規程の定めるところによる。

## (他の法令等との関連)

第3条 放射光利用研究における動物実験の実施は、この要領によるほか、動物実験実施規程、法令、国の指針、および財団の諸規程などの定めるところによる。

## (動物実験の基本)

第4条 動物実験計画は、動物実験実施規程、法令、国の指針等に基づき、科学的観点、動物福祉の観点及び安全確保の観点から、適正に立案する。

- 2 動物実験は、理事長が承認した実験計画に従って実施しなければならない。
- 3 実験動物の飼育、飼養、保管又は動物実験は、理事長が承認した施設等以外で行ってはならない。
- 4 動物実験は、第8条に規定する動物実験従事者（以下「実験従事者」という。）以外これを行ってはならない。

## (動物実験計画の申請)

第5条 動物実験計画ごとに、動物実験責任者（以下「実験責任者」という。）1名を置く。

- 2 実験責任者は、動物実験を行う場合は、動物実験実施承認申請書を理事長に提出しなければならない。動物実験計画の内容を変更するときもこれと同様とする。
- 3 理事長は、前項の提出があった場合は、動物実験委員会の意見を聴き、これに承認を与え又は与えないものとする。
- 4 理事長は、前項の決定をするにあたっては、動物実験委員会の意見を尊重しなければならない。
- 5 理事長は、第2項の決定を行った場合は、速やかに当該実験責任者に通知するものとする。
- 6 動物実験計画の有効期限は、原則として放射光利用実験課題の有効期限内とする。

(動物実験の報告義務)

第6条 実験責任者は、動物実験終了報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 実験責任者は、理事長、動物実験監督者、動物実験協議会及び動物実験委員会から動物実験に関して報告を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(実験責任者の責務)

第7条 実験責任者は、法令及び指針等を熟知し、実験動物の取り扱いに習熟した者とする。

- 2 実験責任者は、当該実験計画に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 動物実験計画の立案、第5条に規定する承認申請及び変更に係る申請
- (2) 動物実験の適切な管理
- (3) 動物実験の実施状況及び終了の報告
- (4) 動物実験に関する記録の保管
- (5) 第8条に規定する実験従事者の指導及び指揮監督
- (6) 使用する施設等の管理及び点検

(実験従事者)

第8条 動物実験に携わる者を、実験従事者とする。

- 2 実験従事者は、あらかじめ部門長等の申請に基づき、安全管理室長が承認した者と

する。

- 3 実験従事者は、実験責任者の指揮監督の下、適切に動物実験を実施しなければならない。
- 4 実験従事者は、施設等を使用するにあたっては、動物実験監督者、動物飼養施設管理者の指示に従わなければならない。

( 異常時の措置 )

第9条 実験従事者は、絶えず自己の健康について留意し、異常が認められた時は、速やかに利用業務部長を通じて、理事長に報告しなければならない。

- 2 実験責任者は、実験動物間及び人獣共通の感染症の伝播あるいはそのおそれが生じた場合は、速やかに利用業務部長を通じて、理事長に報告しなければならない。
- 3 動物実験中、飼養保管中、飼育中又は運搬中の事故、地震、火災その他、実験動物の施設外への逃亡、盗難又はそのおそれのある事態を発見した者は、直ちに利用業務部長を通じて安全管理室長に通報しなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告を受けた場合は、その状況に応じ動物実験監督者及び安全管理室長等と協議の上、関係者に命じ最善の措置を講ずるものとする。

( 罰 則 )

第10条 理事長は、この要領に違反した者に対し、放射光利用を禁止するなど必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。